平成２９年（フ）第１３８号
大津市平津１丁目19番10号　ドミールボア203、前住所大津市稲津２丁目１番39―203号ブライトハウス瀬田Ｂ
債務者　仲津花菜恵（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４１号
滋賀県野洲市上屋市有地　県営住宅Ａ棟401号室
債務者　宮崎　哲哉
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４２号
滋賀県野洲市上屋市有地　県営住宅Ａ棟401号室
債務者　宮崎　恵子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４８号
大津市苗鹿２丁目10番14号
債務者　吉田　光浩
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５３号
大津市晴嵐１丁目６番地１号シャングリラ302、住民票上の住所大津市大石東５丁目17番１号
債務者　西羅　剛和
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６３号
滋賀県甲賀市水口町山2348―20　ＭＢマンション102号、住民票上の住所滋賀県栗東市辻413番地（203号）
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
滋賀県長浜市三ツ矢元町11番３号　クローバーハイツ102号室
債務者　高橋　忠彦
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
鳥取県境港市誠道町162番地　市営第２夕顔48Ａ棟９号、前住所大阪府八尾市郡川５丁目61番地
債務者　黒田　龍司
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６４号
鳥取県米子市富益町59番地19、前住所鳥取県米子市夜見町2951番地
債務者　鎌田　光男
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６８号
鳥取県米子市両三柳200番地　松本ハウス３―105号
債務者　松井真由美
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９９号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1247番地12
債務者　栗田　　淳
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
愛媛県今治市黄金町２丁目４番地12、前住所愛媛県今治市枝堀町１丁目６番地16、前々住所愛媛県今治市北日吉町１丁目３番１号
債務者　柳瀬由貴子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第１５１号
大分市向原西２丁目８番51号（豊成ビル204）
債務者　赤松　和弘
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2618番地　町住犬熊第一団地39―２―６
債務者　藤原　幸代
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江3875番地５
債務者　椎葉美由紀
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６５号
茨城県取手市宮和田163番地（1111）
債務者　渡部　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係